

○学友団体規程

昭和46年5月31日

全学生提案決定

第1章 総則

第1条 本規程は、学友団体に関する事項を規定する。

第2条 学友団体とは、甲南大学自治会会員によつて組織せられる団体にして、本規程第5条に基づき甲南大学自治会に加入した団体をいう。

第3条 自治会会員は自己の意志に基づいて学友団体に加入し、また脱退する権利を有する。

第4条 自治会会則に基づく議決は、本規程に特に定める場合のほか、本規程に基づく議決に優先する。

第5条 学友団体になることを希望する団体は、団体設立主旨、入会申請書、活動報告、規約、会員名簿を学友団体協議会に提出しなければならない。

2 学友団体協議会は、第1項の団体の加入の可否を審議し決議する。

3 学友団体は、学友団体協議会の決定により体育会又は文化会のいずれかに属さねばならない。

第6条 学友団体は、本学の体育、文化水準の向上を図り、それをもつて人格形成をなすことを目的とする。

第7条 前条の目的を達成するために次の機関を設ける。

(1) 学友団体協議会

(2) 体育会本部、文化総務部

第2章 学友団体協議会

第8条 学友団体協議会は、学友団体相互の連絡をとり親睦を図り、団体活動の重要な事項について協議することを目的とする。

第9条 同協議会は体育会、文化会各々5名計10名により構成される。但し、同協議会は構成員の5分の3以上の出席により成立し、議決は出席委員の3分の2以上の賛成により成立する。

第10条 同協議会には議長・書記・会計・庶務各々1名をおき、その選出は互選によるものとする。

2 議長は次の場合、同協議会を召集しなければならない。

- (1) 毎月1回の定例協議会
- (2) 3名以上の構成員の要求のあつた場合
- (3) 中央委員会から要求のある場合
- (4) 学友団体会員30名以上の要求のある場合

第11条 同協議会は、下記の事項を決議する。

- (1) 学友団体が体育会・文化会のいずれに属するかを決定する。
- (2) 体育会・文化会に配分される自治会予算の再配分を決定する。

第3章 会計

第12条 体育会・文化会はその経費の一部を予算又は援助金として自治会予算より援助され得る。ただし、体育会・文化会への配分は学友団体協議会の議決による。

第13条 学友団体に対する予算配分のための予算会議は体育会本部・文化総務部がこれを召集し、且つ、その運営方法を決定する。なお予算会議の期日については各総務部において適当に決定する。

第4章 改正

第14条 本規程の改正は、自治会総会の決議をもつて行う。

付 則

本規程は、昭和46年6月1日よりこれを発効する。